

議 事 内 容

専務理事	第 91 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
専務理事	J A 中央会の大島会長におかれては、金原前会長の後任として常設審議委員に就任いただいております。 大島会長より一言ご挨拶をお願いします。
大島会長	(挨拶)
議長	ありがとうございます。 それでは、ただいまから第 91 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・5 件のほか、「令和 5 年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、伊万里市・西山委員と嬉野市・石橋委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇市農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-1~5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 農地法第5条関係5件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の野球練習施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 参考事項に雨水は自然流下とありますが、野球に来られる人たちのトイレとかの汚水はどうなりますか。

〇〇市農業委員会 資料の9、10ページをご覧くださいと思います。10ページにあります野球練習場のちょうど南側の方に、1945-3と書かれた宅地という部分があるかと思いますがけれども、こちらが同系列の会社が運営しており

ます室内の野球練習場になっておりまして、トイレ等はこちらの方を使われるということで聞いております。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 野球練習場 2,322 m²の縦横の寸法というのはどれ位になるのですか。練習はそれぞれやり方があると思うんですけど、少し手狭かなという感じがするので、そこら辺について教えてください。

〇〇市農業委員会 広さが手狭となっているのは、基本的にここは走り込みだったりゴロを取る練習というような、ボールを飛ばさない程度の体を動かす練習場として使われるということですので、野球をするというイメージよりもだいぶ狭くなっております。

〇〇委員 はい、ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 29ページの写真を見ますと、この地域は区画も整理されていて、干拓されたように見えるんですけど、ここはそういったところじゃないんでしょうか。

〇〇市農業委員会 基盤整備事業は入っておりません。申請地の右側の方に太陽光が見えると思うんですけど、こちらの方も数年前に許可が出ておりますので2種農地として判断しております。

〇〇委員 すいません、基盤整備じゃなくて干拓された土地じゃないんですか。海を埋め立てたかどうかは分かりませんが、写真を見る限り、堰を作って農地を造成されたところじゃないのかなと思います。普通、干拓するときこういう形状に作られるんですよ。

〇〇市農業委員会 干拓地かどうかの確認をしていませんでした。

〇〇委員 明らかに形状を見ると干拓地という気がします。干拓地だったら公共投資が入っているのでどうかなというのはあります。農業委員会でそういう議論はあっていないのですか。

〇〇市農業委員会 はい。この周辺では転用の許可がいくつか出ていますので、問題はないと判断をしているんですけど、干拓地だから駄目というところは、すいません、確認はしておりません。

〇〇委員 公共投資の対象となっていないと書いてあるので、いつごろ入植されたのか、もう何十年も前の昭和の時代かなという気もするんですけど。

〇〇市農業委員会 今分からないので、後日回答いたします。

議長 今〇〇市さんから後日回答とございましたけど、それでよろしいでしょうか。来月報告いただくということで、保留ということで異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でございますので保留ということで、来月の常設審議委員会で報告をよろしく願いいたします。

〇〇委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

〇〇委員 今の件ですが、採決を採られましたけれども、〇〇市さん少し時間をもらって、今確認されたらどうですか。1ヶ月後になりますよ。大丈夫なら保留でいいですけど、どうですか。

〇〇市農業委員会 確認させていただきたいと思います。

議長 そしたら〇〇市さんの方で確認をされて、明確なところをここで回答してもらいたいと思います。

議長 それでは、この間に次の事項に進みます。
「令和5年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 太陽光の部分については、県が進めるだろうということで外すという判断だろうと思いますが、私達が言っていたのは、この事業規律の強化、まさにここに書いてあるようなことなんですね。ただ、今の時点で、農業農地に関する我々農業委員会、あるいは農業会議として、ぜひ進めてほしい議論がまさにあったということを含めて、会長会議で承認を受けて積み上げてきたものをこの場で削除というのは、私として

は理解しにくい。24年の4月から施行であればなおさら並行して、農業会議としても非常に懸念を持っているということを県や国に対して大いにプッシュするような材料として必要じゃないなだろうかと思いましたが、皆さんどう思われるでしょうか。

議長 今までも太陽光発電の案件が多数ありました。やっぱりその中で、県や国がというより、地元のことを大事にしないといけないと私は思います。

他に意見ございませんか。

〇〇委員 私達が一番心配しているのは、太陽光施設を転売された場合の責任の所在です。転売する前には、農業委員会から地元とは協力してくださいとお願いをして、はいという返事をもたらしているのですが、転売すると、その説明はありませんでしたということで、責任の所在が不明になるというのは一番心配するところです。ですので、ここを削除されると私は不安かなと思います。

農業会議事務局 分かりました。今までの議論もありますし、現状を伝えるという点でも、削除しない方向で持って行こうと思います。

議長 それでは4ページの8. 太陽光発電施設の設置と適正な農地利用の確保については、削除せずにそのまま提出するというのでいきたいと思えます。

他にございませんか。

〇〇委員 3ページの水田活用直接支払交付金の話ですけど、〇〇市ではアスパラを作っている人が多いですが、先々自分が辞めた場合に、畑地だったら他の担い手が借りてくれないということで、ハウスを解体するという話が出ています。今までそれで生活をしているのに、一律で交付金の対象にならないというのは考え直してもらいたいと思います。

〇〇委員 この件については、以前から県も我々農業団体も要請をしてきたことですが、佐賀県だけがそういった形で要望しているということでなかなか力が弱いという状況です。問題は特に賃貸借でされている方で、地主さんがどう言うか。解体しなければいけないとか貸し剥がしが起こるといった懸念もあるので、このことについても要望や農水省との協議をしたところです。これについては要望していくというのは非常に大事だと思っております。

議長 意見が多数ございました。ありがとうございました。

それでは、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは先程の〇〇市の案件についてお願いします。
〇〇市農業委員会	お待たせして申し訳ありません。確かな情報がまだ確認が取れていない状態です。正確な回答としては来月にしかできない状況です。
議長	それでは来月の報告ということで、もう少し詳しく調べて報告をお願いしたいと思います。
〇〇市農業委員会	はい、分かりました。
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	皆さま、お疲れさまでした。 次回は11月15日になりますので、ご予約をお願いします。

14時30分